

# 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

※ 処 理 事 項	年度	年度	年度	

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号						
		名称		宛 名 番 号						
		代表者の 職氏名印		連絡者の 係 及び 氏名並 びにその 電話番号	係 氏名					
		個人番号 又は法人番号		電話	( ) - 番					
フリガナ	給 与 所 得 者	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済み	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収	退職年の1月から 退職時までの 給与支払額	備 考
氏 名	(生年月日 年 月 日) (旧姓 )	円	月分 から	円	円		1. 退 職 2. 転 動 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 亡 6. 会 社 解 散 7. 住 所 誤 報 8. 育 児 休 業 9.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 [3を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。]	円	一括徴収した 税額は、 月分で納 入します。 納入年月日 年 月 日
個人番号	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)		月分 まで						円	
旧住所									円	
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)								円	

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	異動者印	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一 括 徴 収 予 定 額	●退職者の未徴収税額について  1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収 することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方につい ても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、 お願いいたします。
1. 異動が令和2年12月31日までで申出 があったため( 月 日申出)			支払予定日ごと の徴収予定額	
2. 異動が令和3年1月1日以後で特別 徴収の継続の希望がないため			合 計 (上記(ウ)と同額)	
一 括 徴 収 で き な い 理 由				
(○を付してください)				
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がな いため又は未徴収税額より少ないため				
2. その他 理由 ( )				

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

納付額 円を 月分から徴収し 納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規 継 続	
		郵便番号		法 人 番 号		
		フリガナ		連絡者の 係 及び 氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	
		名 称		電話	( ) - 番	
代表者の 職氏名印				経 理 責 任 者 氏 名		
給与支払方法及びその期日		払込を希望する 金融機関の所在 地 及 び 名 称				

ご注意

3 2 1

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。  
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に  
 回付願います。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要  
 の手続を済ましたうえで、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。  
 ※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。